

## 【共同研究】

# 二つの「戦後デモクラシー」と近代法・近代法学

——戦後70年と明治150年——

出口 雄一

## 1. はじめに

2015（平成27）年の「戦後70年」に際しては、1945（昭和20）年を起算点とする70年間の「戦後」の歩みを様々な角度から振り返る試みが行われた。これらの営為は、歴史学方法論においては、1995（平成7）年の「戦後50年」の前後から盛んに提起されるようになった「戦後歴史学」に対する批判を引き継ぎ、「戦後」とは何か（何だったのか）というアクチュアルな問いとしての意味を持っているものと言えよう<sup>1</sup>。

一方、2018（平成30）年が明治元年から起算して満150年となることを契機として、2016（平成28）年10月に内閣官房に「明治150年」関連施策推進室が置かれたが、同年12月に開催された第3回連絡会議において取りまとめられた「「明治150年」関連施策の推進について」には、明治150年を契機として「国内外でこれらを改めて認知する機会を設け、明治期に生きた人々のよりどころとなった精神を捉えることにより、日本の技術や文化といった強みを再認識し、現代に活かすことで、日本の更なる発展を目指す基礎とする」旨が掲げられている<sup>2</sup>。ここで想起されるのは、約50年前となる1968（昭和43）年に政府主導で進められた「明治百年記念式典」に対して、当時の歴史学界や知識人たちが激しく反発し<sup>3</sup>、このことを通じて、戦後初期に「講座派」及び憲法学者の鈴木安蔵によって担われた「研究高揚の第一期」を経た自由民権研究運動研究が、この時期に「研究高揚の第二期」を迎え、1980年代の「自由民権百年運動」に結びついたという経緯である<sup>4</sup>。この研究動向の推移の背景には、1960年代に提起された「近代化論」に対

する強い批判<sup>5</sup>、とりわけ、「戦後 20 年」の時点から「近代化論」を見た際に「デモクラシー」が欠落しているとの批判があった<sup>6</sup>。例えば、「自由民権百年運動」の中心人物の一人となり、「明治百年記念式典」の開催と同年に所謂「五日市憲法」を見出した色川大吉は<sup>7</sup>、「民権百年」の意義について述べる中で、当時盛んであった明文改憲の動きとデモクラシーの形骸化への懸念を踏まえて、以下のように強調している。

自由民権家たちが命を賭してたかったのは、こういう民主主義のためではなかった。もっと一人一人の人民の意志が尊重される制度であり、徳性の高い理想であった。そもそも民主主義の基本原則とは何であったのか。民権家たちはそれを人民による政治、つまり代執行者たちによる人民のための政治ではない、人民自身の参加による人民のための政治だと考えた。それがあの情熱的な各地域での政治活動や国会開設運動の嵐を呼びおこしたのである<sup>8</sup>。

しかし、1960 年代から 70 年代にかけての「明治百年」と「民権百年」の対置の図式は、日本近代史研究における「体制研究」と「運動研究」の分極化に繋がり、両者の自由民権イメージのすり合わせが困難となるという帰結をももたらした<sup>9</sup>。加えて、冒頭において言及した「戦後歴史学」に対する批判的な方法論、すなわち、主として国民国家論・民衆史・政治文化論等の視座に基づいて、自由民権運動研究の歴史的意義には、近時再考が迫られている<sup>10</sup>。

このような研究史を踏まえて、日本近代に複数の「戦後デモクラシー」を見出す三谷太郎の分析枠組を敷衍する形で<sup>11</sup>、自由民権運動を「戊辰戦後デモクラシー」として把握し、解体された近世身分制社会に代わる新たな秩序の形成過程についてその担い手や運動の多様性に意を払いつつ叙述した、松沢裕作『自由民権運動——〈デモクラシー〉の夢と挫折』（岩波書店、2016 年）が世に問われたことの意義は大きい。「私たちの価値観を簡単に投影することはできない」120 年以上前の出来事である自由民権運動は「歴史のなかで改めて考え直される必要がある」との問題意識に依拠しつつ、「民権家たちがさまざまな問題に直面する姿」を冷静に描き出し、「現実と向き

合うなかで善意と理想が暴走することもあれば、挫折した運動のエネルギーが当初とは別の目標に向かってしまうこともある」ことを指摘する同書は<sup>12</sup>、恐らく「明治150年」に対応して再検討の対象とされる自由民権運動、更には「戦後民主主義」について考える際に、かつて「明治百年」と「民権百年」の間に生じた「分極化」を回避する上で、またとない導きの糸となる筈である。

如上の問題意識に基づき、本稿は、松沢の上掲書を主な手がかりとしながら、近時の自由民権運動研究の動向を視野に入れつつ、戦後民主主義、すなわち、「アジア・太平洋戦後デモクラシー」との接続関係を、近代法のあり方、具体的には、所謂「私擬憲法」の起草と法学識とを主な切り口として、自由民権運動が盛んな土地であった土佐と武相を比較の素材としながら捉え直してみることにしたい<sup>13</sup>。

## 2. 「私立国会」と私擬憲法

西南戦争後の1878（明治11）年4月に立志社が発表した「愛国社再興趣意書」には、廃藩置県の結果「藩屏の結合解散し、人々其方向を失ひ、民心愈々疎隔し、乎として帰着する所を知らざるに至」り、「全国人民の交親未だ厚かならざる而已ならず、各地旧来の交親と雖ども、愈々疎薄に至り、人各々其方向を異にして、全国一致の体裁を成すこと能はず」という現状認識に基づき、全国各地が「相互に結合し、以て之を統一」することの重要性が第一に掲げられている<sup>14</sup>。ここには、全国的結社を目指すことによって、身分制解体後の「ポスト身分制的結合」として、「旧藩の結びつきに変わり、全国の人びとの結びつきを、新たに、しかも人びとの自主的な運動としてつくりあげる」という愛国社の目的が集約的に表現されていると評することが出来よう<sup>15</sup>。

戦後の自由民権運動研究高揚の第一期においては、倒幕派内部の政治闘争としての「士族民権」が平民上層（豪農）の指導による「豪族民権」として継承・発展され、その運動の帰結として「農村民権」を捉えるという図式が提示され<sup>16</sup>、研究の第二期に至るまで、「士族民権」の担い手であった愛国

社系結社の評価は概して低かったが<sup>17</sup>、1980 年代後半に、愛国社の一見排他的に見える振る舞いは「士族民権の志士仁人的な愚民感のなせるわざ」ではなく、国会開設統一請願論や政党結成論、更に「人民主権論にもとづく憲法制定国民会議構想」と結びつき、「私立国会」の設立構想へと接続していたことが坂野潤治によって指摘されたことにより、このような「愛国社路線」が再評価されるようになった<sup>18</sup>。この知見に基づいて板野は更に、愛国社系の運動では議会論に重点が置かれていたことを踏まえて、「これまでの自由民権運動研究はやや憲法起草運動に傾きすぎてきたように思われる」とも指摘する<sup>19</sup>。以下、板野の描出する「愛国社路線」に基づく「私立国会」論を補助線として、この時期に成立した私擬憲法の位置づけを再検討してみよう<sup>20</sup>。

1879 (明治 12) 年 11 月に開催された愛国社第 3 回大会において、立志社を中心とする西日本の士族結社の集まりであった愛国社に、福島の河野広中による石陽社・三師社、福井の杉田定一による自郷社等の農民結社が参加したことは、自由民権運動の参加者の地理的・階層的拡大にとどまらず、愛国社という場において「旧来の身分秩序をこえた結合が現実のものとなった」ことを意味していた<sup>21</sup>。全国レベルでの「ポスト身分制的結合」を模索する動きとしての「愛国社路線」、すなわち、「自分たちの手によって、現実に存在する秩序とは異なる新しい秩序を創出」するという路線は、「公式の社会関係の外部に発生した結社の結成による社会関係の組み直しを、そのまま直接に社会体制化する試み」であり<sup>22</sup>、また、「自分たちの手」による新しい秩序の構築という動きとしての「私立国会」論は、確固とした政治的構想を必ずしも伴わない「ポスト身分制的結合」として民衆が集った様々な結社、すなわち、「政府や社会に働きかけて苦痛からの解放を実現する運動の主体としてよりも、むしろ、参加することが即、解放に結びつく性格の組織」に伴う「参加＝解放」型幻想の受け皿ともなり得るものであった<sup>23</sup>。このような幻想に支えられ、ときには民権運動との逸脱とズレによって「激しい共振、スパーク」を生じさせるような民衆運動のエネルギーが、自由民権運動の強力なインパクトに繋がったことは、1980 年代以降の自由民権運動史研究の共通理解となっている<sup>24</sup>。

愛国社第 3 回大会においては、国会創設の願望書を天皇に提出するという

立志社の提案に対して、この願望書を愛国社が提出するか、あるいは広く天下の有志を募るかという点をめぐって対立が生じた。願望書の提出を主導しようとする愛国社の排他性は、大地主・実業家・知識人・官吏経験者たちを基盤とする「上流社会」による国会開設運動への対抗意識に基づくものではあったが<sup>25</sup>、このことは、同大会に参加した地方の農民結社と立志社の間の対立の要因ともなった<sup>26</sup>。その妥協案として、各地方に10名以上の構成員をもつ結社が10組以上参加する見込みがある場合は、愛国社員以外も参加して願望書を提出することとなったが、1880（明治13）年2月20日に設定された期限までに賛同する組織が10組以上となったため<sup>27</sup>、愛国社大会とは別の「公会」が開催されることとなった。この段階に至って、地方の農民結社の動向を踏まえた「国会開設運動の規模は愛国社の統制力をも超え」てしまい<sup>28</sup>、同年3月にこの「公会」は国会期成同盟第1回大会として開催されることとなる。

国会期成同盟第1回大会では、国会創設の願望書の文体について「哀訴体」とするか「請願体」とするかが議論となったが、結果的には「請願体」が採用された<sup>29</sup>。国会開設を日本国民の当然の権利として主張し、その可否の判断を政府に委ねない請願体による願望書は「政府の定めた法の外にある文書」としての性質を帯びるが<sup>30</sup>、このことは、「国会願望を聞届られざるか又は二ヶ月を経るも何等の沙汰なきときは各組合に於て大に天下に遊説し益々全国の結合を諮り、本年十一月十日より大集会を東京に開き、全国公衆の意見を集合して其方向を議定すべし。然れども百人以上の組合五十を増加するに非ざれば、明治十四年三月一日を俟て開くべし」と規定していた同盟規約<sup>31</sup>に見られる「大集会」の性格にも反映する。第1回大会の審議において、この「大集会」を「私立国会」と明示する提案が行われていることが示すように<sup>32</sup>、政府が国会開設を行わなかった場合は、国会開設期成同盟がそのまま「私立国会」となるという構想が、この文体の選択には含意されていた。この「私立国会論」は、「ポスト身分制社会を、自分たちの手でつくり上げようとした愛国社の運動の帰結」であり、ここに至って「失われてしまった旧藩の結合にかわる結びつきを求めてはじまった愛国社系の結社の運動は、全国民を代表する国会を、自分たちの手でつくり上げることを主張するところまで到達した」のである<sup>33</sup>。

しかし、国会期成同盟に参加した結社の全てが「愛国社路線」に親和的であったわけではない。大会において決議された「国会を開設するの許可を上願するの書」が建白書の形を採らずに提出されたこと等を理由に政府に受付拒否されると、上述の願望書について「哀訴体」の採用を主張していた長野の松沢求策を始めとする非愛国社系の結社は個別の国会開設請願を行ったが、この動きは、立志社の坂本南海男が「各地各個ノ請願ヲ止メ、更ニ大ニ天下ノ公衆ト協議シ、全国人民ノ過半数ヲ得テ、進デ私立国会ヲ設ル」と述べるような構想と鋭く対立するものであった<sup>34</sup>。この対立の帰結として、同年 11 月に開催された国会期成同盟第 2 回大会において、この会合に関しては「大日本有志公会」と称することとして「私立国会論」との直結はさしあたり見送られた一方、再度の国会開設の請願は行わない旨の確認がなされた<sup>35</sup>。

さて、国会期成同盟第 2 回大会において議決された「国会期成同盟合議書」では、翌年 10 月に第 3 回の大会を改めて国会期成同盟として開催し、各地域の戸数の過半数を組織して参加することと共に、その際「憲法見込案ヲ持参研究」することが合意されているが<sup>36</sup>、これに続いて審議された、「国憲見込書ヲ審査議定」することを前提に起草委員・審査委員の公選を行う旨の第 5 号議案は、「今日ノ急務ハ地方ノ團結ヲ鞏固ニシテ実力ヲ養成スルヲ以テ要点ト為」すことであるため、憲法草案は「今別ニ起草スルニ及ハサルナリ」とする杉田定一らの反対により「原案廃棄」とされている<sup>37</sup>。この憲法草案起草に対する消極性が、「私立国会論」として取り上げてきた上述の「愛国社路線」の延長線上にあるとするならば、この時期に起草された私擬憲法に関しても、「私立国会論」をめぐる構想の差異を前提として、「各民権結社間のネットワークや各私擬憲法作成時点での政治状況」を踏まえて「時間的経過の中に明治政府の憲法作成へ向けた動きと各私擬憲法を置」いた「系譜学的方法」による再検討の必要があろう<sup>38</sup>。

この観点から興味深いのは、上述の第 5 号議案につき「万々一政府官令憲法ヲ以テ国会ヲ開設スルトキ」を危惧し、国会期成同盟による即時の国憲見込書起草を主張した京都の沢辺正修や<sup>39</sup>、これと提携する九州の結社等の非愛国社系結社<sup>40</sup>、更に、都市知識人の結社である嚶鳴社の動向である<sup>41</sup>。周知のように、元老院において進められていた憲法起草作業の成果は、同年 7 月に「日本国憲按第三次案」として元老院議長大木喬任に報告されているが、

この案が元老院議員であった中島信行を通じて国会期成同盟第2回大会直前に沢辺に伝わっていたことが、沢辺の危惧の背景にあったと推測されている<sup>42</sup>。更に、1879（明治12）年末に嚶鳴社において起草された「嚶鳴社憲法草案」についても<sup>43</sup>、国会期成同盟第2回大会からその直後にかけて、その草案と推測される「私擬憲法草案」と共に沢辺ら非愛国社系結社の間に一定程度流布することになり、大会後に起草される私擬憲法の内容に影響を与えることとなった<sup>44</sup>。所謂「五日市憲法」の起草に先立ち、神奈川県会議員土屋勘兵衛と勸能学校教員千葉卓三郎が1880（明治13）年12月5日に嚶鳴社員野村本之助に憲法草案の送付を依頼し、13日に嚶鳴社憲法草案が土屋勘兵衛に送られていることは良く知られているが<sup>45</sup>、「五日市憲法」が持つイギリス型の議会主義的特色は、このような文脈の帰結として備わったものである<sup>46</sup>。

一方、所謂「抵抗権」を含む人権規定の詳細さにより評価される、1881（明治14）年8月に起草された植木枝盛の「東洋大日本国国憲案」や<sup>47</sup>、同年9月に立志社憲法起草委員によって作成された「日本憲法見込案」は<sup>48</sup>、いずれも第3回国会期成同盟を「私立国会」とする構想に即したものであることは、改めて確認しておく必要がある。植木は同年8月、嚶鳴社憲法草案や同年4月に公表された交詢社の「私擬憲法案」について、いずれも「今や茲ニ始テ国会ヲ開キ憲法ヲ立テントスルニ当テ公平ヲ欠キ道理ニ向ハス殊ニ欧米各国ノ陋態ヲ学フ豈ニソレ我輩自由家ノ本意ナランヤ」と激しく批判し、「憲法ヲ作ラント欲セハ純粹ノ憲法ヲ作ルヘシ憲法ヲ制セント欲セハ真乎ノ憲法ヲ制スヘシ」と述べる<sup>49</sup>。しかし、果たしてこれが実現可能な構想であったかどうかは相当に疑問があると言わねばならないであろう。むしろ、その私擬憲法において注目すべきは、政権を取らずに議会を握るといふことの正当化であった。すなわち、「憲法ではなく地方基盤の強化」に専念していた愛国社系の人々にとっては、「たとえどのような憲法が「欽定」されても、議会を握って自己の主張を実現できるという理論」が、「私立国会論」のためには必要であったのである<sup>50</sup>。

同年10月に開催された国会期成同盟第3回大会は、「私立国会」の要件であった各地域の過半数を確保することが出来ずに政党結成へと目的を変更する。そして、前年の第2回大会において「政府に対抗するためには私立国会

論だけでは不十分で、どのような国会をつくるのかという国家構想、さらにいえば憲法構想を明確に持つべきだ」とする嚶鳴社の草間時福の鋭い問題提起を退けていた国会期成同盟は<sup>51</sup>、草間が危惧した通りに政府による「国会開設の勅諭」に先んじられ、「私立国会」の夢は敢えなく挫折した。勿論、各地方の結社で作成された私擬憲法が大会において審議されることはなく、大隈重信の憲法意見と、それと軌を同じくする交詢社の「私擬憲法案」を仮想敵として、プロイセン型の憲法の即時採用を主張した井上毅の構想に従って、明治 14 年の政変を経て大日本帝国憲法が起草されるに至ることは、周知のことに属する。身分制解体以後の不安定な地域社会において、「愛国社路線」に共鳴した民権家たちが説く、「自分たちの力で新しい社会をつくる、自分たちの組織が、新しい社会そのものに転化する」という「私立国会」の夢に触れたことで生まれた「参加＝解放」型幻想は<sup>52</sup>、明治 14 年の政変の後、同年 10 月に結成された自由党へと流入していくが、国会という舞台を政府によって与えられることになった自由党は迷走し、やがて 1884 (明治 17) 年に解党した後は「激化事件」へと急進化していくことになる。

### 3. 土佐と武相の代言結社・法学教育機関と「学識」

自由民権運動は「身分制社会が解体された後の人びとの新しい拠り所」として、様々な目的と結びつきにより「人びとが自発的に立ち上げ、あるいは参加するような組織」である多くの結社により担われた<sup>53</sup>。この時期には全国で 2000 以上も存在していたという結社は、その名称を手がかりに検討してみると、「自」や「権」といった開明的な名称を冠したものが目立つ一方で、その結合のあり方が地域の伝統を引き継いでいることを推測することが出来るが<sup>54</sup>、本稿の問題関心からは、上述のような国会開設や憲法起草といった営為の前提となる西洋法学識の学習意欲と、1872 (明治 5) 年の司法職務定制により設けられ、1876 (明治 9) 年の代言人規則によって免許制度が導入された代言人による法律実務がこれらの結社の一部によって担われていたことに着目したい<sup>55</sup>。

まず、土佐について見てみよう。周知のように、1874 (明治 7) 年 4 月に



高知で結成された立志社は<sup>56</sup>、愛国社系結社の嚆矢となったものであるが、その設立趣意書に「変革已ニ大ニ新制未ダ備ハラズ、三民未ダ自ラ奮伸シ以テ独立ノ人民トナルニ違アラズ」という状況下で「士族ナル者ハ四民ノ中ノ就テ独リ稍其智識ヲ有シ粗自主ノ氣風ヲ存スルモノ」であると述べられているように<sup>57</sup>、この結社は「藩という所属すべき団体を失ってしまった土族の没落を防ぎ、その政治的影響力を維持」すると共に、「民選議院という魅力的なポスト身分制社会の構想を掲げる」ことで、中央では挫折した政治権力に「わりこむ運動」を継続するという意味合いがあった<sup>58</sup>。立志社の結成と併せて同年4月に開校した立志学舎は、その趣意書に「人唯ダ敢為ス、故ニ亦能ク耐忍ス、人間ノ事功此二者ニ由ラザル者ハ希少」であり「敢為ナル者ハ即チ元氣ノ発也、而シテ元氣ノ養ハ信義と廉恥トニ在」るとして、「此ノ二者ノ養ヲ盛ニセズンバアル可カラズ。即チ亦自脩自治スル所以ニシテ我輩人民ノ通義権利ヲ伸ルモノ是矣」と述べるが<sup>59</sup>、当初その生徒は多くはなかった<sup>60</sup>。その不振に伴い抜本的な改革が求められた立志学舎は、1875（明治8）年10月に慶應義塾から英学教師を招聘するため幹部を上京させ、江口高邦・深間内基を雇入れて「英学普通学科」をカリキュラムに加え、以後、1879（明治12）年末頃に閉鎖されるまで、矢部善蔵・永田一二・吉良亨・門野幾之進・城泉太郎が原書によって法政思想を講じた<sup>61</sup>。立志学舎からは、上述のように立志社の理論的支柱の一人であった坂本南海男や、民権派代言人の西原清東らが輩出されている<sup>62</sup>。また、同じく1874（明治7）年4月、「代書代言社の先駆」として知られる立志社法律研究所が、元司法大丞・警保頭の島本伸道を中心に、渡辺佐久郎・弘瀬新一と共に開設されている<sup>63</sup>。弘瀬新一は1875（明治8）年12月に立志社総監から法律学課課長を依頼されており、翌年1月の立志社規則改正により、法律研究所は公式の発足をみたようである<sup>64</sup>。しかし、1880（明治13）年5月の改正代言人規則が裁判所管轄ごとの代言人組合への加入を義務付け、代言人の私的結社が禁止されたことを受けて、法律研究所は解散したものと思われる<sup>65</sup>。

その後、政党結成へと目的を変更した国会期成同盟第3回大会を受けて、上述のように1881（明治14）年10月に結成された自由党の支部として、1882（明治15）年5月に海南自由党が結成され<sup>66</sup>、翌年3月に立志社が解消したことに伴い、その社屋は「後楽館」と称して海南自由党本部とされた

67. この後楽館に、戸田猛之・北川貞彦・西本直太郎ら民権派代言人を講師として 1884 (明治 17) 年 5 月に開設されたのが法学館である。法学館では、坂本南海男が原書でスペンサーを講じ、上述の立志学舎出身の西原清東を代言人試験に合格させるなどの成果を上げたが、1886 (明治 19) 年の校舎移転を機に「官民ノ別ナク主義ヲ問ハス」法学教育を行うこととし、同年 11 月には昼夜二部制をとり、翌年 5 月には更に規模を拡充している。しかし、激化する民権運動に関係者の多くが身を投じたこともあり、法学館は間もなく消滅した<sup>68</sup>。

明治 10 年代の土佐においては、以上のように「法学ヲ希望スル者甚タ多ケレトモ一時学ニ就クノミニシテ其功ヲ遂クルモノ少シ是本県書生ノ気風ナランカ」と慨嘆されるような状況が展開していた<sup>69</sup>。1884 (明治 17) 年 11 月に、弘末義路・大野清茂・光森徳治・志賀凱幾ら明治法律学校関係者によって、以下のような趣旨に基づき高知法律学校設立が試みられたのは、このような状況を背景とするものであった<sup>70</sup>。

夫レ社会ヲ改良シ幸福ヲ増進スルノ要ハ吾人ノ権利ト義務ヲ明ニスルニ在リ  
夫蓋シ吾人ノ権利ト義務ヲ明ニセント欲セハ法律ノ理義ヲ闡明セシムルハ可  
カラス近來我国法律ノ学大ニ開テ東京大坂ノ如キハ既ニ完全ナル夥多ノ校舎ア  
リテ日夜法律ノ専修ニ供セリ曷ソ学生ノ幸福ト云ハサルヲ得ンヤ然リト雖トモ  
我県下ヨリ幾百ノ山川ヲ跋扈シテ遠ク京坂ニ遊ハンニハ或ハ自己ノ生業ヲ擲タ  
サルヲ得サル而已ナラス亦更に若干ノ資金ヲ要スルカ故ニ法学ニ志スノ士ニシ  
テ未タ其志望ヲ達スル能ハサルモノ多シ豈ニ遺憾ナラスヤ<sup>71</sup>

しかし、同校の設立は認可されず、当分の間高知法律学会を設立して法律講究を行うこととなったが、講師である代言人の多忙もあってその生徒数が減少したことなどを踏まえて、高知講法館・高知法学会・高知法律学館の設置の動きに続いて、1888 (明治 21) 年 8 月に高知法律学校の設立が認可された。同校の校主は、中江兆民の仏学塾に学び、司法省法学校を経て明治法律学校を卒業した油井守郎であったが<sup>72</sup>、幹事には立志学舎出身の民権派代言人である西原清東が加わっており、同校においては本格的な法学教育の実施に伴い、かつては厳しく対立していた「民権派」と「官権派」の法学教育

機関が制度的にも合流したことが理解される。しかし、一時盛んであった高知法律学校も、1889（明治22）年には消滅したようである<sup>73</sup>。

一方、武相においても、土佐と同様、代言結社・法学教育機関の対立の構図が看取される。武相における結社は<sup>74</sup>、1878（明治11）年5月に橋本政直・石阪昌孝・村野常右衛門等の地域の豪農により「過失ヲ格正シ疑事ヲ討議シ非ヲ責善ニ導キ智識ヲ開達シ産業ヲ振興」すること等を目的として結成された責善会等の学習・親睦結社から<sup>75</sup>、1881（明治14）年1月に「人民自治ノ精神ヲ養成シ漸ク以テ自主ノ権理ヲ拡充」することを主義として結成された自治改進黨<sup>76</sup>、11月に「我国ヲシテ立憲帝政タラシムルノ目的ヲ以テ専ラ政事ノ改良ヲ謀リ思想智識両ナカラ彼此融會貫通シ社会ノ公益ヲ増進」することを掲げて結成された融貫社等の政治結社へと展開していくが<sup>77</sup>、その過程で重要な役割を占めたのが、都市知識人による結社の代表的な存在であった嚶鳴社である。上述のように、国会期成同盟第2回大会へと参加し、自由民権運動の重要な一角を占めることとなった嚶鳴社は、関東地方を中心とした地方遊説を盛んに行うと共に、各地に支社を設けて言説のネットワークを構築したが<sup>78</sup>、武相においても1880（明治13）年1月に「八王子十五嚶鳴社」が創設されている<sup>79</sup>。なお、これに先立ち西多摩郡五日市においては、1873（明治6）年11月に創立された五日市勤能学校の教員たちと当地の豪農たちの集まりに端を発したと思われる各種演説会や談話会が開催されており、この知的サークルがやがて規則・盟約を備えた「学芸懇談会」となって、土屋勘兵衛・常七兄弟や深沢名生・権八父子らの旺盛な知識欲に基づく支援により、千葉卓三郎の手による「五日市憲法」起草へと結びついたことは、夙に知られている<sup>80</sup>。

さて、土佐と同じく、前年10月の自由党結成を受けて、1882（明治15）年1月には神奈川県においても自由党地方部が設置されているが<sup>81</sup>、五日市の上記「学芸懇談会」の主な構成員は同年8月に一斉に自由党に加入したことを公表しており<sup>82</sup>、また、融貫社幹部の石阪昌孝も同年7月に社員20余名と共に自由党に加入している<sup>83</sup>。そして、自由党の附属機関的な位置付けで1883（明治16）年10月に設置されたのが、八王子広徳館及び多摩講学会であった<sup>84</sup>。八王子広徳館は「訴訟ノ鑑定、弁護ノ紹介或ハ紛議ノ仲裁、訴答ニ関スル書面願詞書等ノ文案ヲナシ、当地方各位ノ便宜ヲ旨トシ之ヲ営業

トナスモノトス」と定める代言結社であり、「依頼者ノ望ニ依リテハ東京ノ鑑定所又ハ代言弁護ニ紹介ヲナス」旨も規定されていたが<sup>85</sup>、具体的には、事案の「至難ナルモノハ東京広徳館ニ諮詢シ、以テ当地方ノ便益ヲ図ラントス」と広告されており<sup>86</sup>、自由党の通信拠点であると同時に、星亨らによる代言結社である東京広徳館のネットワークに組み込まれ、地域住民に密着した法律業務を行う「在地活動型の代言人」の活動拠点となっていた<sup>87</sup>。また、多摩講学会は「政事<sup>〔ママ〕</sup> 徑 済等ノ学課ヲ脩ムルヲ以テ主旨」とする学習結社であり<sup>88</sup>、石阪昌孝・深沢権八等がその「法則」に名を連ねている<sup>89</sup>。

これに対して、国会期成同盟に参加したものの自由党結成に参加しなかった嚶鳴社の都市知識人らは、1882 (明治 15) 年 4 月に立憲改進黨を結成するが<sup>90</sup>、武相においては、上記の自由党系の代言結社及び学習結社に対抗する形で、改進黨系の代言結社及び法学教育機関が設置されている<sup>91</sup>。1883 (明治 16) 年 9 月、改進黨の党員であった川崎有則が同志を募って八王子共立政談討論会を設立して毎週土曜日に会合を行い、その会員が 30 名余りに増加したため「公衆に対し演説を為し公衆をして多少政治の思想を起さしむるに如かず」として八王子政談演説会を開催したが、同年 11 月及び 12 月の演説会には 500 名以上の聴衆が集まり「田舎には最も盛なりといふべし」という盛況を博していた<sup>92</sup>。川崎は、翌年 5 月に代言結社有恒社を設立し「信義徳義ヲ以テ旨トシ且費額等可成減省シ、世上訴訟ニ管係アル人ノ便利ヲ計ラン為メ、訴訟、鑑定、代言紹介並示談仲裁、代書等ノ事務取扱」を行う旨広告しており、その所属代言人として、依田銈次郎、斎藤孝治等明治法律学校卒業生の名が挙げられているが<sup>93</sup>、その川崎の懇請により、校長兼教頭に依田銈次郎、講師として卒業生の小野崎勇平が派遣され、1883 (明治 16) 年 9 月に明治法律学校八王子分校が開校した。法律・経済の二科を設置した八王子分校は当初 100 名を超える学生を集めたが、実用速成を求める受講生と難解な講義が噛み合わなかったこともあり人数が減少、1885 (明治 18) 年 4 月に廃校となった<sup>94</sup>。ここで興味深いのは、八王子分校の様子を伝える以下のような依田の回顧である。

妙なもので生徒はみな子供である大きな奴で八王子では一寸ばかり法律をひねくつたさういふ代言人が跋扈して居つた時代であるから来る奴は何

れも裁判所へ出入している連中で直ぐ講釈を其のまま裁判所へ持つて行って役に立てやうと詰り法律といふものを軽く見て居つたらしい、で一々の規則といふやうなものは一向に知らない、吾々は習つた許りの契約篇第一篇など講義しても先生たちの頭には訳が解らない<sup>95</sup>

1880（明治13）年5月の改正代言人規則は、上述のように私的な代言結社を禁じると共に、代言人試験の管轄を地方官から司法省に移し、併せて制定された代言人取扱規則によって、試験科目は民事刑事に関する法律と訴訟手続及び裁判に関する諸規則が対象とされた。更に、1884（明治17）年12月の判事登用規則に拠って翌1885（明治18）年1月から開始された判事登用試験に併せて、同年8月に実施された代言人試験においても、それまでの「事実問題」に加えて「法理問題」が問われることとなった。フランス法に模範をとった刑法・治罪法の制定を踏まえて、明治政府が求める「学識」は「実務経験則に基いた事例処理能力から、西欧法理論の知識とその適用能力へと、大きく質的な転換を遂げた」のである<sup>96</sup>。

土佐と武相の代言結社及び法学教育機関の、決して輝かしいとは言えない上述の歩みは、この転換の担い手となった私立法律学校において「習つた許りの契約篇第一篇」に象徴されるような「学識」が<sup>97</sup>、帝国大学を頂点とする階層化に規定されていたことに加え<sup>98</sup>、「ポスト身分制社会」における「中央-地方」関係の創出という明治国家の空間的階層化にも規定されていたことを示している<sup>99</sup>。「自由民権の結社と呼ばれるものは、都市部から離れば離れるほど密度が濃くなって」いくという特質は<sup>100</sup>、「地域では都市結社を「知の教師」とみる敬意や被教授熱が強まり、それに都市結社が直接応える関係となった」ことの裏返しとも言えるであろう<sup>101</sup>。

「学識」と「空間」によって階層化されていく当時の法と法学のあり方に関して、色川大吉は「当時の国内の民衆の意識状況にかかわりなく近代法を採り入れ」たこと、及び、その運用者であった官僚たちの「支配者意識が非常に強かったため、たいへん乱暴な適用をする」という状況が、「自由民権運動において、裁判という法律の争いの場だけでなく、日常の場においても法律家を非常に強く要求」することになったと述べ<sup>102</sup>、そのような法律家を「のちに三百代言と悪語されながらも、必死に移植近代法と伝統的な民衆

の法意識とのあいだを埋める努力」をした人びとであり、その営為に「固有の慣習法的なものに対する熟練、博識や伝統精神」を再発見すべきだとして「三百代言の精神に戻れ」と主張する<sup>103</sup>。しかし、当の彼ら「在地活動型の代言人」は、「激化事件」における自由党の「壮士」たちと同じく<sup>104</sup>、まさに「できあがりつつある社会の枠組みからこぼれ落ちつつある人びと」だったのである<sup>105</sup>。

#### 4. おわりに——戦後史に埋め込まれた「自由民権」?

本稿の冒頭において言及した、自由民権運動の「研究高揚の第一期」の担い手の一人である鈴木安蔵の植木枝盛の私擬憲法を始めとする研究が、法学以外の研究領域において頻繁に参照されるようになるのは、1960年代になってからのことである<sup>106</sup>。このことは言うまでもなく、鈴木が戦後直後に民間において「植木枝盛の「東洋大日本国国憲案」や土佐立志社の「日本憲法見込案」など日本最初の民主主義的結社自由党の母体たる人々の書いたものを初めとして私擬憲法時代といはれる明治初期真に大弾圧に抗して情熱を傾けて書かれた二〇余の草案を参考」として起草に携わった「憲法研究会案」について<sup>107</sup>、1961（昭和36）年に公表された憲法調査会の『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』において、所謂「マッカーサー草案」の起草にあたって「日本側の憲法改正諸案はほとんど影響を与えていないというべきであるが、ただ憲法研究会案のみは総司令部の起草者によって相当に重要視され参照された」旨が述べられ<sup>108</sup>、かつ、その調査の過程で、GHQの民政局においてマッカーサー草案の起草に深く関わったラウエルの元を高田元三郎・大友一郎が訪問した際、同案起草にあたって「わが国のある私的グループから出された憲法改正案がラウエル氏の大きな関心をそそり、これについて、同氏自らが詳細に研究を加え、これに対する若干のコメントを加えて上司に出した文書がある」とのラウエルのコメントがあり<sup>109</sup>、追って同文書「私的グループによる憲法改正草案に対する所見」（1946年1月11日付）が高柳賢三の元に送られ、同調査会において紹介されたことに拠っている<sup>110</sup>。

明文改憲を目指す保守政党の動向に即応する形で設置された憲法調査会の動きに批判的であった「自由民権百年運動」第1回全国集會に登壇した鈴木安蔵について<sup>111</sup>、「立志社その他の民権家の憲法草案が敗戦直後の昭和二〇（一九四五）年に、鈴木安蔵さんたちの手によって再生され、民間草案としてGHQや日本政府に提出されたこと、それが一九四六年の現憲法の起草のさいに生かされているという事実」があり、「一〇〇年前にそういう国家構想を描いた民権家の努力は、改憲が叫ばれる現在、とくに、私どもを鼓舞するものがある」とする色川大吉の言には<sup>112</sup>、当時は十分な説得力があったと思われる。しかし、その後の史料状況の変化に基づいた「占領史研究」の進展に伴う制憲過程の解明によって<sup>113</sup>、現在では、憲法研究会案がマッカーサー草案の起草過程で参考とされたことは確かであるとしても、起草にあたって「直接的な影響」があったとは断言し難いことが明らかとなっている<sup>114</sup>。憲法研究会案を「自由民権期の憲法思想」の「復権」と評価すること自体に異論はないが<sup>115</sup>、「戦前の自由民権運動に始まる民主主義的な憲法の考え方は、憲法研究会案に結実し、それがラウエルらGHQ民政局のメンバーに影響を及ぼしていくことになる」というような形で、これらの「思想」を文脈を短絡して直結すること<sup>116</sup>、更には、1960年代の明文改憲論においてみられた情緒的な「押し付け憲法」論に対抗するような形で、例えば「日本国憲法は、アメリカによって輸入され、押しつけられた、日本人の思想と乖離した法典では決してな」く「日本国憲法のコア部分は日本人が生み出したものである」と主張するようなことには<sup>117</sup>、少なくとも「これをどのように構成するかによって憲法解釈論上の諸々の論点の答えが決まるという類の問題ではない」ものとしての「日本国憲法制定の法理」を扱う際には、つとめて慎重であるべきであろう<sup>118</sup>。この点、1983（昭和58）年に世を去った鈴木安蔵を追悼するシンポジウムにおいて、樋口陽一が以下のように述べていることには、首肯すべき点がある。

いわゆる「押しつけ憲法」というあのシンボリックないい方は、もちろん、一つには敗戦、占領による押しつけということ、直接そういうことを言う人たちは問題にするわけですが、それに対してならば…われわれには民権の運動と思想の伝統がある。こういうものが伏流をしつつ、一九四五年

の時点で、こういう形で結実をした、そのためには敗戦による犠牲とか、国際世論という産婆さんが必要だったけれども、伝統はちゃんとあるんだと、鈴木憲法学を媒介としてであれ、しないであれ、胸を張っているでしょう<sup>119</sup>。

さて、占領下において執筆した文章において鈴木安蔵は、GHQ による新聞記者向けの共同会見の際に「民主主義日本の真のあり方は、すでに植木枝盛のごとき輝やかなしい民主主義思想家が早くより主張したごときものである」との内容があったのに対して、「G・H・Q のステートメントでそう言われてはじめてそんなものかと気づいた人も多く、中には植木枝盛という人物について知らないのはもちろん、その名の書き方さえもわからない新聞記者さえあったようである」とのエピソードを紹介している<sup>120</sup>。おそらく鈴木がここで言及しているのは、1947 (昭和 22) 年 6 月 6 日に、GHQ 民政局のケーティスによって行われた「[「国体 (Kokutai) 個人の自由と尊厳——日本の真の国体 (National Polity) 』と題するステートメントであると思われる<sup>121</sup>。確かにケーティスはこのステートメントの中で、「西欧世界においても、これらの基本的な自由について植木枝盛以上によりよく理解している政治哲学者はいない」と述べ、植木の『言論自由論』を引用して、「これらの理念、これらの概念、及び、これらの原則は新憲法に体现されている。そして、現憲法の政治哲学は、通常考えられているように現代の思考ではなく、70 年以上前の日本の自由主義者たちの思想と大志に深く根ざしている」と強調する。民政局のスタッフの間で、植木枝盛とその思想が高く評価されていたことはおそらく疑いのないところであるが、そうであれば尚更、何故このタイミングでケーティスがわざわざ植木枝盛に言及したステートメントを發表しているのかを考える必要がある。

このステートメントの後半では、自由民権運動に対する警察による弾圧の歴史が語られ、更に、企業による財の独占と「官尊民卑」の弊害が強調されている。日本国憲法施行直後のこの時期、GHQ の民間諜報局公安課と内務省警保局が進めている比較的穏健な警察改革構想と民政局の徹底した警察分権化構想が対立していたことは、良く知られている<sup>122</sup>。このステートメントに見られる以下のような表現は、このような状況を反映したものと思われ



る。

例えば、官僚制の武器庫を守っていた最も強力な武器は、内務省によって政策の執行に対して行われていたコントロールであった。内務省は、かつては的確に、天皇制下における官僚制の総司令部と呼ばれていた。実際、選挙期間における警察のコントロールを通じて、内務大臣は選挙結果を正確に予想することが出来ると言われていたのである。

所謂「予防拘禁」、無期限拘留、脅迫、拷問、秘密警察、そして、五人組及び隣組というスパイ及び人質制度は、現在はただの忌まわしい思い出となった。また、あらゆる県及びあらゆる地方団体において内務省が警察を配置し、常に東京にスパイ行為の報告書を送付するという制度も廃止された。この報告書には、県及び地方団体における世論の変化や行政的コントロールの状況だけでなく、これに加えて、それが非公式なものであっても、政治的集会や慣習的な会合、更には単なる社交の場におけるスピーチや意見、更に、話し手の政治的及び経済的な意見のみならず、彼らの私生活についての意見までもがカバーされていたのである。この政治的スパイ行為は、省庁の他の官僚や、内務大臣と同じく閣僚の座にある大臣に対しても行われ、多数者の従属の下に少数者の利益を維持するために用いられた。

支配層によって用いられてきたこのような憎悪すべき手法は、日本の世論の圧力により不信任を突きつけられ、廃棄された。しかしこのことは、新憲法に先立って日本に存在していた政治的な警察権力が完全に解体されることなしには可能とならないであろう。中央集権化された日本の官僚制の過去の実績から見て、憲法によって保障された人権を確立することは、憲法によって規定された地方自治の原則に従って、官僚制度が徹底的に分権化されることに大きく依存していると結論付けることは、理に叶っている。

更にこの時期、混乱する経済状況に対応してマッカーサーは同年3月の書簡によって経済安定本部の拡充を指令し、経済緊急対策が強力に進められていた<sup>123</sup>。このステートメントに見られる以下のような表現は、GHQが進め

ている経済政策があくまで自由主義経済の枠内で行われていることを強調する文脈から理解することが出来る。

日本国民は、アブラハム・リンカーンと同じく、国民が支配者よりも賢いことを信じている。それゆえ日本国民は、私的企業の自由を助長することを通じて、これまで政府権力の集中を余儀なくさせ、かつ、しばらくの間それを余儀なくさせることを続けるような傾向を転換させ、不当な私的権力の集中に対抗することのできる新しい経済的指導者を求めている。

進歩は自動的に実現するものではない。個人のイニシアティブと意思のないところでは進歩は止まり、国家は月並みな泥濘に嵌まる。それゆえ、日本国民は、国民の政府の究極の目標が、人間の進歩に不可欠な個人のイニシアティブを十分に助長する自由な私的企業制度であることを知っている。

しかしながら、企業が、集中した経済力と同じように、官僚による統制からも自由でなければ、個人の自由と尊厳という「国体」は私的企業制度によって保護され得ない。日本の商工業において、独占の実施と手続によって、あるいは、私的集産主義の助長によって、私的企業の自由を制限しようとする者は確かに存在する。これらは、「国体」には役に立たないものである。

戦争及びその結果としてのインフレーションに伴う経済恐慌のための今日の厳格な経済統制はやむを得ないものである。しかしながら、究極的には、個人の自由と尊厳という「国体」は、私企業を自由にしておくという計画によって保たれるのである。

自由民権運動と同様、70 年以上前の戦後初期の歴史に関しても、「歴史のなかで改めて考え直される必要がある」ことを、鈴木が紹介するこのエピソードは改めて示してくれるように思われる。

「戦後 70 年」を超えた現在において、日本国憲法、あるいは「民主主義」や「立憲主義」そのものの危機が眼前にあるということはもとより共有されるべき前提ではあるが<sup>124</sup>、我々はそれを改めて歴史の中に投げ返して捉え直すべきであろう。それは、戦後直後のことだけに留まらず、1960 年代の

「明治百年記念式典」や<sup>125</sup>、憲法調査会の活動<sup>126</sup>、更に、これらの動きに対する「自由民権百年運動」そのものについても当てはまるであろう。この点に関しては、「明治百年」から「民権百年」にかけての時期に、自由民権運動と併せて、労働運動や社会主義運動等の「新しい秩序意識の担い手」としての民衆だけではなく「明確な理念とか進歩の担い手ではないようなもの」としての民衆を視野に入れて<sup>127</sup>、「講座派」の静態的な歴史観に規定された「戦後歴史学」への違和感をかざす「民衆思想史」が、安丸良夫等によって方法論として確立していったという経緯が示唆的である<sup>128</sup>。「すでに終わった過去の歴史的出来事」である「自由民権運動が追求した課題のなかに、今日なお終わっていないもの」を支えていた「生きた人びとの不安と希望」について考える姿勢は<sup>129</sup>、方法論的な自覚を踏まえた上で、戦後史についても適用対象を広げていくことが可能なのではなかろうか<sup>130</sup>。

## 【注】

- 1 この点に関しては、成田龍一『歴史学のポジショナリティ——歴史叙述とその周辺』（校倉書房、2006年）、キャロル・グラック／梅崎透訳『歴史で考える』（岩波書店、2007年）、大門正克『歴史への問い／現在への問い』（校倉書房、2008年）等を参照されたい。
- 2 「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議「「明治150年」関連施策の推進について」（2016年12月26日：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/dai3/suishin.pdf>）。
- 3 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性』（新曜社、2002年）557頁以下。詳しくは、小野俊太郎『明治百年——もうひとつの1968』（青草書房、2012年）を参照されたい。
- 4 安在邦夫「自由民権運動研究の歴史と現在」深谷克己編『民衆運動史（5）——世界史のなかの民衆運動』（青木書店、2000年）46頁以下、同『自由民権運動史への招待』（吉田書店、2012年）110頁以下。なお、鈴木安蔵に関しては本稿の末尾で言及する。
- 5 永原慶二『20世紀日本の歴史学』（吉川弘文館、2003年）199頁以下。

- 6 道家真平「『明治百年祭』と『近代化論』」『アジア遊学』185号(2015年)113頁以下。
- 7 所謂「五日市憲法」に関しては、色川大吉編著『五日市憲法とその起草者たち』(日本経済評論社、2015年)を参照。
- 8 色川大吉『自由民権』(岩波書店、1981年)224頁。
- 9 坂野潤治「『明治百年』と『民権百年』」『世界』432号(1981年)226頁以下。
- 10 安在前掲『自由民権運動史への招待』128頁以下。
- 11 三谷太一郎『近代日本の戦争と政治』(岩波書店、2010年)。
- 12 松沢裕作『自由民権運動——〈デモクラシー〉の夢と挫折』(岩波書店、2016年)iii頁以下。
- 13 本稿における引用文中の旧漢字は新漢字に改めた。省略は「…」で示した。なお、本文中の敬称は基本的に省略したことをご海容いただきたい。
- 14 板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史 上』(岩波書店、1957年)223頁。
- 15 松沢前掲『自由民権運動』73頁。
- 16 内藤正中『自由民権運動の研究』(青木書店、1964年)。安在前掲「自由民権運動研究の歴史と現在」47頁を参照。
- 17 外崎光広『土佐の自由民権運動』(高知市文化振興事業団、1988年)41頁以下。
- 18 坂野潤治「『愛国社路線』の再評価」『社会科学研究』39巻4号(1987年)61頁以下。
- 19 坂野潤治『日本憲政史』(東京大学出版会、2008年)42頁。
- 20 以下で取り上げる私擬憲法のテキストは、家永三郎・松永昌三・江村栄一編『新編 明治前期の憲法構想』(福村出版、2005年)に解説と併せて収録されている。
- 21 松沢前掲『自由民権運動』101頁。
- 22 松沢裕作「地方自治制と民権運動・民衆運動」大津透他編『岩波講座日本歴史(15) 近現代(1)』(岩波書店、2014年)144頁。
- 23 松沢前掲『自由民権運動』89頁以下。
- 24 牧原憲夫『客分と国民のあいだ——近代民衆の政治意識』(吉川弘文館、

- 1998年）87頁以下。
- 25 坂野前掲「『愛国社路線』の再評価」65頁以下。
  - 26 坂野潤治『明治デモクラシー』（岩波書店、2005年）23頁以下。
  - 27 森山誠一「国会期成同盟の研究(1) 国会期成同盟結成大会の事実経過とその史的意義の再検討（上）——国会期成同盟結成大会百年と太融寺建碑を記念して」『金沢経済大学経済研究所年報』6号（1986年）29頁以下。
  - 28 坂野前掲『明治デモクラシー』26頁。
  - 29 森山前掲「国会期成同盟の研究(1)」37頁以下。金井隆典「国会開設請願運動にみる松沢求策の思想(2)——「哀訴体」の世界」『早稲田政治公法研究』52号（1996年）67頁以下。
  - 30 松沢前掲『自由民権運動』102頁以下。
  - 31 板垣前掲『自由党史 上』274頁。
  - 32 森山前掲「国会期成同盟の研究(1)」52頁以下。
  - 33 松沢前掲『自由民権運動』105頁。
  - 34 坂本南海男「吾人国会請願者は今後何等の手段を為すべき乎」『愛国新誌』1号（1880年8月14日）（明治文化研究会編『〔復刻版〕明治文化全集（14）自由民権編（続）』（日本評論社、1992年）60頁以下）。坂本南海男（直寛）の「私立国会論」、及び、その思想と生涯に関しては、松岡僖一『幻視の革命——自由民権と坂本直寛』（法律文化社、1986年）を参照。
  - 35 坂野の立論に対する批判も含めた同大会の全体像については、飯塚一幸「国会期成同盟第二回大会の再検討」『九州史学』143号（2005年）1頁以下を参照。
  - 36 板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史 中』（岩波書店、1958年）20頁。
  - 37 「国会開設論者密議採聞書」明治文化研究会編『〔復刻版〕明治文化全集（24）雑史篇』（日本評論社、1993年）180頁以下。
  - 38 飯塚一幸「国会期成同盟第二回大会と憲法問題」『大阪大学大学院文学研究科紀要』51号（2011年）49頁以下。以下の叙述は、同論文に拠るところが大きい。
  - 39 前掲「国会開設論者密議採聞書」181頁。
  - 40 堤啓次郎「向陽社——筑前共愛公衆会と九州連合会」『歴史評論』417号

(1985 年) 66 頁以下。

- 41 嚶鳴社に関しては、福井淳「嚶鳴社の構造的研究」『歴史評論』405 号 (1984 年)、同「多彩な結社の活動」江村栄一編『自由民権と明治憲法』(吉川弘文館、1995 年)を参照。
- 42 飯塚前掲「国会期成同盟第二回大会と憲法問題」54 頁以下。
- 43 江井秀雄「嚶鳴社憲法草案の研究——明治前期の民間私擬憲法草案」色川編前掲『五日市憲法とその起草者たち』199 頁以下〔初出時 (1970 年)以降の研究成果について補記されている〕、及び、福井淳「嚶鳴社憲法草案」の研究『大正大学研究紀要』98 輯 (2013 年) 190 頁以下を参照。
- 44 飯塚前掲「国会期成同盟第二回大会と憲法問題」59 頁以下。
- 45 新井勝絃「解説 民衆憲法の創造——五日市の民権運動と起草者たち」色川大吉編『三多摩自由民権史料集 上』(大和書房、1979 年) 149 頁以下。
- 46 新井勝絃「五日市憲法草案の研究」色川編前掲『五日市憲法とその起草者たち』169 頁以下。
- 47 近時の研究として、小畑隆資「植木枝盛の憲法構想——「東洋大日本国国憲案」考」『文化共生学研究 (岡山大学)』6 号 (2008 年)、中村克明『植木枝盛——研究と資料』(関東学院大学出版会、2012 年)等を参照。なお、植木の着想の前提には、井上毅の法思想の影響があったことが指摘されている。この点に関しては、木野主計『井上毅研究』(続郡書類従完成会、1995 年) 146 頁以下、同「植木枝盛と井上毅」『國學院法學』34 卷 3 号 (1997 年) 119 頁以下を参照。
- 48 同案は、1881 (明治 14) 年 7 月に代言免許を受けた北川貞彦が改稿したものと推定されている (外崎光広『土佐の自由民権』(高知市民図書館、1984 年) 140 頁以下)。
- 49 植木枝盛「人間ノ世ニ在リテ発動行為スル上ニ四個ノ段落アルヲ論ス」『高知新聞』(1881 年 8 月 18 日)。福井淳「植木枝盛と自由党結成」安在邦夫・真辺将之・荒船俊太郎編『近代日本の政党と社会』(日本経済評論社、2009 年) 20 頁以下を参照。
- 50 板野前掲『日本憲政史』59 頁以下。嚶鳴社を代表とする都市民権派の私擬憲法と立志社を代表とする「私立国会」論に連なる私擬憲法の力点の置き方の差異を現代の憲法学の議論動向と接続するならば、前者を「立憲主

義」的性格のもの、後者を「民主主義」的性格のものと捉えることも可能であろう（愛敬浩二「立憲主義——「復権」後の問題状況と憲法学の課題」戒能通厚・榊澤能生編『企業・市場・市民社会の基礎法学的考察』（日本評論社、2008年）264頁以下）。この点に関しては、研究会の席上において徳永貴志氏から示唆を得た。

- 51 松沢前掲『自由民権運動』116頁。草間時福に関しては、寺崎修「福沢門下の自由民権運動家——草間時福小伝」『近代日本研究』24巻（2007年）71頁以下を参照。
- 52 同前 179頁以下。
- 53 同前 50頁以下。この観点からは「民権結社」と「民権結社以外」を分けることにはあまり意味がないことも、併せて指摘されている。
- 54 新井勝紘「自由民権と近代社会」同編『自由民権と近代社会』（吉川弘文館、2004年）48頁以下。
- 55 その概要に関しては、天野郁夫『近代日本高等教育研究』（玉川大学出版部、1989年）421頁以下、及び、澤大洋「民権派代言事務所と私立法律学校の創成」『東海大学紀要 政治経済学部』23号（1991年）15頁以下を参照。
- 56 立志社に関する詳細は、外崎前掲『土佐の自由民権』、土佐自由民権研究会編『自由は土佐の山間より（自由民権百年第3回全国集会）』（三省堂、1989年）等を参照。以下の叙述も、これに拠るところが大きい。
- 57 家永三郎・外崎光広・川崎勝編『植木枝盛集(10)』（岩波書店、1991年）103頁以下。
- 58 松沢前掲『自由民権運動』53頁以下。
- 59 家永・外崎・川崎編前掲『植木枝盛集(10)』106頁以下。
- 60 外崎前掲『土佐の自由民権』25頁。
- 61 同前。詳しくは、山下重一「高知の自由民権運動と英学——立志学舎と高知共立学校」山本大編『高知の研究(5) 近代編』（清文堂出版、1982年）247頁以下、及び、寺崎修「立志学舎と慶應義塾——派遣教師を中心に」『法学研究』68巻1号（1995年）301頁以下。
- 62 西原清東の生涯については、間宮国夫『西原清東研究』（高知市民図書館、1994年）、及び、千葉昌弘「西原清東における自由民権思想の形成と学習・

- 教育活動——立志学舎・出間勤学会・三春正道館等での学習と教育活動を中心として」『高知大学教育学部研究報告第 1 部』53 号 (1997 年) を参照。
- 63 奥平正洪『日本弁護士史』(有斐閣書房、1914 年) 82 頁以下。
- 64 外崎光広「立志社法律研究所について『四弁連会誌』の批判に答える」『高知短期大学社会科学論集』35 号 (1977 年) 19 頁以下。立志社規則に「法律研究所」の記載が初めて登場するのは 1880 (明治 13) 年 6 月当時施行されていたものであることから (同「立志社規則の変遷」『高知短期大学社会科学論集』35 号 (1978 年) 75 頁)、これ以前の名称は「立志社法律学課」の俗称であった可能性もあるが、名称はともかく、代言人養成等の業務が行われていたことは確かであろう (澤前掲「民権派代言事務所と私立法律学校の創成」19 頁、及び、森山誠一「立志社法律研究所について——外崎光広教授の新説をめぐって 上」『金沢経済大学論集』27 巻 1 号 (1993 年) 128 頁以下)。
- 65 同前 23 頁以下。なお、代言人時代の制度の概略については、大野正男『職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史』(日本評論社、2013 年) 9 頁以下を参照。また、刑事弁護に関して、拙稿「刑事弁護の誕生」後藤昭・高野隆・岡慎一編『実務大系 現代の刑事弁護 3 刑事弁護の歴史と展望』(第一法規、2014 年) 3 頁以下も参照されたい。
- 66 外崎前掲『土佐の自由民権』25 頁、及び、松岡惇一『土佐自由民権を読む——全盛期の機関紙と民衆運動』(青木書店、1997 年) 69 頁以下。
- 67 外崎前掲「立志社規則の変遷」99 頁。
- 68 外崎光広「高知における法学教育——明治前期法学教育の一資料として」『法律時報』39 巻 4 号 (1967 年) 88 頁以下、明治大学歴史編纂事務室編『明治大学と交友 (Ⅱ) (歴史編纂事務報告 21 集)』(2000 年) 15 頁。
- 69 「交友通信 (在高知交友某氏ヨリ)」(史料 119) 明治大学歴史編纂事務室編前掲『明治大学と交友 (Ⅱ)』69 頁。
- 70 以下の叙述は、主として明治大学歴史編纂事務室編前掲『明治大学と交友 (Ⅱ)』12 頁以下に拠る。
- 71 「高知法律学校設立ノ趣旨」(史料 108) 同前 66 頁。なおこれに先立って、1882 (明治 15) 年 7 月には法学講習所、1884 (明治 17) 年 4 月には講法館において、同じく明治法律学校関係者による法学教育が試みられたとい



う（外崎前掲「高知における法学教育」90頁）。この趣旨文は、明治法律学校の設立趣旨の影響を強く受けた内容であるが、ここで見られる「吾人ノ権利ト義務」を、近代的な意味での「私権」の拡張として順接的に捉えることが出来るかどうかは、当時の法と法学が帯びていた規範的意味を視野に入れた慎重な検討が必要であろう（村上淳一『〈法〉の歴史』（東京大学出版会、1997年）21頁以下）。この点に関しては、研究会の席上において服部寛氏から示唆を受けた。

- 72 なお油井守郎は、後述の五日市の深沢権八と親交があり、金銭の援助等を受けていた他（「深沢権八宛、油井守郎書簡」（史料194）同前75頁以下）、勸能学校の教員でもあった（新井前掲「民衆憲法の創造」169頁）。
- 73 外崎前掲「高知における法学教育」91頁。
- 74 以下の叙述は、主として、新井勝紘「解説 自由民権の昂揚——結社の活動を中心に」色川編前掲『三多摩自由民権史料集 上』、同「民権運動草創期と最終段階にみる関東の動向」『歴史評論』415号（1984年）、梅田定宏『三多摩民権運動の舞台裏——立憲政治形成期の地方政界』（同文館、1993年）、渡辺奨・鶴巻孝雄『石阪昌孝とその時代——豪農民権家の栄光と悲惨の生涯』（町田ジャーナル社、1997年）、松崎稔「結社の再編——〈政治〉と〈智徳〉のあいだ」町田市立自由民権資料館編『武相の結社——叢生の時代（前期）・再編の時代（後期）』（町田市教育委員会、2001年）、町田市立自由民権資料館編『武相自由民権運動関係年表』（町田市教育委員会、2013年）等に拠る。
- 75 「責善会規則」（史料93）町田市立自由民権資料館編『武相自由民権史料集(2)』（町田市教育委員会、2007年）95頁以下。
- 76 「自治改進黨規則」（史料66）同前71頁。
- 77 「融貫社規則」検討案」（史料103）同前105頁。
- 78 福井前掲「多彩な結社の活動」75頁以下。この点に関しては、稲田雅洋『自由民権の文化史』（筑摩書房、2000年）を参照。
- 79 「十五嚶鳴社々則」（南多摩郡八王子）」（史料97）町田市立自由民権資料館編前掲『武相自由民権史料集(2)』98頁以下。なお時期及び活動の詳細は不明だが、五日市には嚶鳴社支部が置かれたようである（「五日市嚶鳴社の「社則」草稿」（史料90）同前91頁以下）。

- 80 新井前掲「民衆憲法の創造」、色川編前掲『五日市憲法とその起草者たち』等を参照。五日市学芸懇談会に関する近時の検討として、西腰周一郎「五日市学芸懇談会と地域社会」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』57 輯 4 分冊 (2011 年)、松沢稔「自由民権期学習結社の討論会運営——五日市学芸懇談会再考」松尾正人編『多摩の近世・近代』(中央大学出版部、2012 年)を参照。
- 81 寺崎修『明治自由党の研究 上』(慶應通信、1987 年) 41 頁。
- 82 西腰前掲「五日市学芸懇談会と地域社会」68 頁。
- 83 渡辺・鶴巻前掲『石阪昌孝とその時代』274 頁。
- 84 新井前掲「解説 自由民権の昂揚」327 頁。
- 85 「八王子広徳館内規則」(史料 123) 町田市立自由民権資料館編前掲『武相自由民権史料集 (2)』127 頁。
- 86 「八王子広徳館開業の広告ちらし」(史料 125) 同前 128 頁以下。
- 87 色川大吉「明治の精神——自由民権運動と代言人」『現代法ジャーナル』2 巻 1 号 (1973 年) 46 頁以下。なお、後藤正人「民権派代言人と帝国憲法」同『権利の法社会史——近代国家と民衆運動』(法律文化社、1993 年) 30 頁以下も参照されたい。
- 88 「「多摩講学会創立書」と「講学会規則」」(史料 121) 同前 126 頁。
- 89 「多摩講学会法則」(史料 120) 同前 125 頁以下。
- 90 立憲改進黨に関しては、大日方純夫『自由民権運動と立憲改進黨』(早稲田大学出版部、1991 年)、安在邦夫『立憲改進黨の活動と思想』(校倉書房、1992 年)を参照。
- 91 以下の叙述は、主として明治大学歴史編纂事務室編『明治大学と交友 (I) (歴史編纂事務報告 19 集)』(1998 年) 20 頁以下に拠る。
- 92 「八王子共立政談討論会設立と演説会を報じる記事」(史料 653) 町田市立自由民権資料館編前掲『武相自由民権史料集 (2)』470 頁。11 月の演説会に対しては、八王子広徳館の林副重から内山末太郎・深沢権八に「傍聴人ハ無慮四百余名」と報告されている(「八王子共立政談演説会に関し広徳館林副重の内山末太郎・深沢権八宛書簡」(史料 652) 同前)。
- 93 「広告——有恒社設立」(史料 257) 明治大学歴史編纂事務室編前掲『明治大学と交友 (I)』90 頁。

- 94 同前 20 頁以下、及び、明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史 (3) 通史編 I』(明治大学、1992 年) 123 頁以下。
- 95 「故斎藤孝治君想談(其一)」(史料 253) 同前 89 頁。
- 96 村上一博「試験問題からみた代言人像の変遷」『民衆史研究』78 号(2009 年) 6 頁以下、及び、岩谷十郎「近代日本法史における「学識」判事の登場——第一回判事登用試験顛末」同『明治日本の法解釈と法律家』(慶應義塾大学出版会、2012 年) 319 頁以下。
- 97 このことは、体制の構築と変革の両方に用いられ得る当該時期の「フランス学」が、法学という「学知」においては体制構築に資するものとして受容されたことを示唆していよう。この点に関しては、山室信一『法制官僚の時代——国家の設計と知の歷程』(木鐸社、1984 年) 105 頁以下を参照。
- 98 天野前掲『近代日本高等教育研究』448 頁以下。
- 99 松沢裕作『町村合併から生まれた日本近代——明治の経験』(講談社、2013 年)。本論において述べたように、地方における西洋法「学識」の形成が、もっぱら明治法律学校によって担われていたことは興味深い。このことは、同校の規模の大きさと共に、1887(明治 20)年 10 月の「講法会」の設立により通信教育が正式に開始される以前から講義録類が数多く販売・流通していたことにもよるものであろう(村上一博「明治法律学校における講義科目・担当者の変遷と講義録の発行」同編『日本近代法学の揺籃と明治法律学校』(日本経済評論社、2007 年) 10 頁以下)。
- 100 色川大吉「民衆史の人びと」同『民衆史——その一〇〇年』(講談社、1991 年) 46 頁。
- 101 福井前掲「多彩な結社の活動」66 頁。
- 102 色川前掲「明治の精神」47 頁以下。
- 103 色川大吉「明治の精神(続)——自由民権運動と代言人」『現代法ジャーナル』2 巻 2 号(1973 年) 73 頁以下。
- 104 民権運動末期における「壮士」に関しては、河西英通「明治青年とナショナリズム」岩井忠熊先生退職記念論文集刊行会編『近代日本社会と天皇制』(柏書房、1988 年)、同「東北青年と明治ナショナリズム」同『近代日本の地域思想』(窓社、1996 年)、安在邦夫「自由民権運動における壮士の位相——井上敬次郎の動向に見る」安在邦夫・田崎公司編『自由民権

の再発見』(日本経済評論社、2006 年)等を参照。

- 105 松沢前掲『自由民権運動』205 頁。近時の近代日本法史研究は、「狭義の弁護士」をとりまく「歴史的範疇における弁護士」である代人・代書人や、無資格の在野法曹についての関心を強めている(橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』(法律文化社、2005 年)、同「再論・在野「法曹」と地域社会」『民衆史研究』78 号(2009 年)、三阪佳弘「近代日本の地域社会と弁護士——一九〇〇年代の滋賀県域を題材として」『法と政治』62 卷 1 号(2011 年)、同「明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士——続・近代日本の地域社会と弁護士」『阪大法学』63 卷 2 号(2013 年)等)。これらの法律家がどのように社会から「こぼれ落ち」たか、あるいは、別のあり方で社会に踏みとどまったかという点は、今後の実証研究を踏まえて検討する必要があるだろう。
- 106 色川大吉「自由民権運動と鈴木先生」星野安三郎他編『日本憲法科学の曙光——鈴木安蔵博士追悼論集』(勁草書房、1987 年)3 頁以下。
- 107 『毎日新聞』1945 年 12 月 29 日。
- 108 憲法調査会事務局『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』(大蔵省印刷局、1961 年)308 頁。
- 109 高柳賢三「序にかえて」高柳賢三・大友一郎・田中英夫編『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳——連合国総司令部側の記録による』(有斐閣、1972 年) xv 頁。
- 110 同前 26 頁以下。
- 111 鈴木安蔵「日本国憲法制定前後」自由民権百年全国集会実行委員会編『自由民権百年の記録——自由民権百年全国集会報告集』(三省堂、1982 年)66 頁以下。
- 112 色川大吉「現代と自由民権運動」同前 39 頁。
- 113 天川晃「民政局と憲法制定——三つ目の「偶然」」同『占領下の日本——国際環境と国内体制』(現代史料出版、2014 年)等を参照。
- 114 詳しくは、廣田直美「憲法研究会案とマッカーサー草案の関係——「ラウエル所見」の再検討をふまえて」『青山ローフォーラム』1 号(2012 年)1 頁以下、及び、Dale M. Hellegers, *We, the Japanese people: World War II and the origins of the Japanese constitution.*, vol.2, Stanford University

Press, 2001, pp.504. を参照。

- 115 古関彰一『日本国憲法の誕生』（岩波書店、2009年）71頁。
- 116 塩田純『日本国憲法誕生——知られざる舞台裏』（日本放送出版協会、2008年）59頁。
- 117 小西豊治『憲法「押しつけ」論の幻』（講談社、2006年）163頁。原秀成『日本国憲法制定の系譜Ⅲ——戦後日本で』（日本評論社、2006年）183頁以下も参照。
- 118 日比野勤「現行憲法成立の法理」大石眞・石川健治編『憲法の争点（新・法律学の争点シリーズ3）』（有斐閣、2008年）13頁。
- 119 「〈討論〉色川報告をめぐる」星野他編前掲『日本憲法科学の曙光』36頁〔樋口陽一発言〕。
- 120 鈴木安蔵「植木枝盛の人民主権論——自由民権運動の理論的指導者」明治史料研究連絡会編『民権論からナショナリズムへ（明治史研究叢書4巻）〔新装版〕』（御茶の水書房、1966年）84頁。なお、外崎前掲『土佐の自由民権運動』9頁以下。
- 121 国立国会図書館憲政資料室所蔵「GHQ/SCAP 文書」MISC-00950, Koku-tai, Personal Liberty and Individual Dignity — The True National Polity of Japan, 6 June 1947. 以下の引用もこの史料に拠る（なお、改行を一部省略した）。
- 122 詳しくは、拙著『戦後法制改革と占領管理体制』（慶應義塾大学出版会、2017年刊行予定）第3章を参照。
- 123 経済企画庁戦後経済史編纂室編『戦後経済史(7) 経済安定本部史〔復刻版〕』（原書房、1993年）45頁以下。
- 124 樋口陽一「〈戦後70年〉に考える——知の破壊 vs 「知の共和国」」『法律時報』87巻12号（2015年）1頁以下。なお、石川健治「ふたつの「たたく民主制」」『ドイツ研究』50号（2016年）20頁以下も参照されたい。
- 125 明治百年記念式典の準備の過程に関しては、小池聖一「昭和のなかの「明治」——明治百年記念準備会議を中心に」『日本歴史』806号（2015年）40頁以下を参照。
- 126 その活動の全体像に関しては、廣田直美『内閣憲法調査会の軌跡——渡米調査と二つの「報告書」に焦点をあてて』（日本評論社、2017年）を参照。

- 127 「〈討論〉 個・民衆・国民」 牧原憲夫編『〈私〉 にとっての国民国家論—— 歴史研究者の井戸端談義』 (日本経済評論社、2003 年) 134 頁〔牧原憲夫 発言〕。
- 128 成田龍一「違和感をかざす歴史学—— 史学史のなかの民衆思想史研究 (前期および中期)」『思想』 1048 号 (2011 年) 83 頁以下。安丸良夫「色川大吉と戦後歴史学—— 「民衆史」 の構想力」 同『安丸良夫集 (5) 「戦後知」と歴史学』 (岩波書店、2013 年) 90 頁以下も参照されたい。
- 129 松沢前掲『自由民権運動』 213 頁。
- 130 この観点からすれば、本論の中で述べた情緒的な「押し付け憲法」論とそれに対する反発についての研究は、例えば、戦後日本における日本人の憲法意識に関してのもっとしてならば意味を持つであろう (この点に関し、道場親信『占領と平和—— 〈戦後〉 という経験』 (青土社、2005 年) 359 頁以下、安念潤司「日本国憲法の意義と運営」 長谷部恭男編『岩波講座憲法 (6) 憲法と時間』 (岩波書店、2007 年) 137 頁以下が示唆的である)。しかし、それは規範学としての法解釈学と方法論的に峻別されなければならないのは、言うまでもない。

(でぐち・ゆういち 桐蔭横浜大学法学部教授)